

6 市町の優遇制度①（奨励金・補助金・融資等）

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内 容
下 関 市	下関市企業立地促進条例 (H25.4.1改正)	<p>○事業所設置奨励金 設置に係る投下固定資産総額 (土地・家屋・償却資産の取得及び賃借)</p> <p>①製造業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、こん包業 …5億円以上(中小企業3千万円以上)</p> <p>②植物工場、データセンター、情報サービス業、インターネット付随サービス業、自然科学研究所、医療に付帯するサービス業、その他の保健衛生 …1億円以上 (中小企業については、3千万円以上又は1千万円以上3千万円未満で、かつ新規雇用者が3人以上)</p> <p>※賃借について、土地及び家屋においては契約期間が5年以上の賃借契約。また償却資産においては契約期間が3年以上のファイナンス・リース契約によるもの。 ※土地は操業開始日前3年以内に取得又は賃借しているものに限る。</p> <p>○雇用奨励金（事業所設置）</p> <p>①事業所の操業等開始日前1年から操業開始日後6月までの間に雇用 ②下関市に居住する者 ③操業開始日後の雇用期間が1年以上である、常時使用する従業員 ※事業所設置奨励金の交付対象であること</p>	<p>○事業所設置奨励金 ◇固定資産税に相当 ※ただし、土地は家屋の1階床面積を60/100で除した面積を敷地面積で除して得た割合 ※年1億円限度、3年間</p> <p>○雇用奨励金（事業所設置） ◇新規雇用常用従業員 …正社員1人につき50万円 非正社員1人につき15万円 ※1回限り、100人限度</p>
		<p>○回線通信料等奨励金 取得及び賃借に要する費用</p> <p>1 事業 …情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター</p> <p>2 雇用人数 …20人以上 ※市内で5年以上操業のこと</p> <p>○雇用奨励金（回線通信料等）</p> <p>①事業所の操業開始日前1年から操業開始日後2年までの間に雇用 ※2年目及び3年目は、前年より従業員が5人以上増加した場合に限り交付する。 ②下関市に居住する者 ③操業開始日後の雇用期間が1年以上である、常時使用する従業員 ※回線通信料等奨励金の交付対象であること</p>	<p>○回線通信等奨励金 ◇各月の回線通信料及び賃貸借料(敷金、共益費、経費は除く)の1/2相当額 ◇操業開始日から3年間 ※年2,000万円限度</p> <p>○雇用奨励金（回線通信料等） ◇新規雇用常用従業員 …正社員1人につき50万円 非正社員1人につき15万円 ※3年間300人限度</p>
	下関市工場立地促進資金融資要綱 (H17.2.13)	<p>▽工場立地促進資金融資 次の工業用地等に工場を設置しようとする製造業者</p> <p>①下関市の工場適地 ②下関市の工業地域及び工業専用地域 ③特に市長が指定する用地</p>	<p>▽工場立地促進資金融資 ◇融資対象 ①工業用地の取得費用 ②機械設備及び構築物の設置を含む工場建物の建設費用</p> <p>◇融資条件 ①限度額 …2億円 (融資対象費用の80%以内) ②利 率 …年2.1%(期間5年以内) …年2.3%(期間5年を超える場合) ③期 間 …10年(うち措置2年) ④償還方法 …分割又は一括 ⑤担保及び保証人 …取扱金融機関所定の方法</p>

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内 容
宇部市 (1/3)	宇部市事業所 設置奨励条例 (H17.7.1)	<p>○宇部テクノパーク</p> <p>1 対象業種</p> <p>①製造業 ②電気・ガス・熱供給・水道業 ③情報通信業 ④運輸業、郵便業 ⑤物品賃貸業 ⑥学術研究、専門・技術サービス業 ⑦生活関連サービス業 ⑧サービス業(他に分類されないもの)</p> <p>2 対象者</p> <p>①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合(新設) ②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合(増設) ③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合(移転)</p> <p>3 投下固定資産総額 …3億円以上 (中小企業 5,000万円以上)</p>	<p>○設置奨励金 ◇事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付 …上限なし</p> <p>○雇用奨励金 ◇市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合 …20万円/人 限度500人 (中小企業200人)</p> <p>○用地取得奨励金 ◇3年以内に事業所を設置し及び操業開始し、かつ土地代を完納した場合に、取得金額に、面積に応じた補助率を乗じた額を交付 …一律40%を交付 ※山口県も同補助制度あり</p> <p>○従業員住宅新設奨励金 ◇操業開始日前1年から開始日後3年までの間に、市内の一団の土地に6戸以上従業員住宅を新設した場合、その住宅に係る固定資産税相当額を3年度間交付 …上限なし</p>
		<p>○宇部新都市</p> <p>1 対象業種</p> <p>①製造業 ②情報通信業 ③郵便業 ④物品賃貸業 ⑤学術研究、専門・技術サービス業 ⑥生活関連サービス業 ⑦教育、学習支援業 ⑧医療、福祉 ⑨サービス業(他に分類されないもの)</p> <p>2 対象者</p> <p>①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合(新設) ②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合(増設) ③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合(移転)</p> <p>3 投下固定資産総額 …3億円以上 (中小企業 5,000万円以上)</p>	<p>○設置奨励金 ◇事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付 …上限なし</p> <p>○雇用奨励金 ◇市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合 …20万円/人 限度500人 (中小企業200人)</p> <p>○用地取得奨励金 ◇3年以内に事業所を設置し及び操業開始し、かつ土地代を完納した場合に、取得金額に、面積に応じた補助率を乗じた額を交付 …一律40% ※山口県も同補助制度あり</p> <p>○従業員住宅新設奨励金 ◇操業開始日前1年から開始日後3年までの間に、市内の一団の土地に6戸以上従業員住宅を新設した場合、その住宅に係る固定資産税相当額を3年度間交付 …上限なし</p>

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内 容
宇部市 (2/3)	宇部市事業所 設置奨励条例 (H17.7.1)	<p>○宇部臨空頭脳パーク</p> <p>1 対象業種</p> <p>①製造業 ②電気・ガス・熱供給・水道業 ③情報通信業 ④郵便業 ⑤物品賃貸業 ⑥学術研究、専門・技術サービス業 ⑦生活関連サービス業 ⑧教育、学習支援業 ⑨医療、福祉 ⑩サービス業(他に分類されないもの)</p> <p>2 対象者</p> <p>①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合(新設) ②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合(増設) ③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合(移転)</p> <p>3 投下固定資産総額 …3億円以上 (中小企業 5,000万円以上)</p>	<p>○設置奨励金 ◇事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付 …上限なし</p> <p>○雇用奨励金 ◇市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合 …20万円/人 限度500人 (中小企業200人)</p> <p>○用地取得奨励金 ◇3年以内に事業所を設置し及び操業開始し、かつ土地代を完納した場合に、取得金額に、面積に応じた補助率を乗じた額を交付 <補助率> 2,000㎡以上 :一律10%</p> <p>○従業員住宅新設奨励金 ◇操業開始日前1年から開始日後3年までの間に、市内の一団の土地に6戸以上従業員住宅を新設した場合、その住宅に係る固定資産税相当額を3年度間交付 …上限なし</p>
		<p>○その他地域(前記産業団地以外)の各種奨励金</p> <p>1 地域</p> <p>①工場適地 ②準工業地域 ③工業地域 ④工業専用地域 ⑤瀬戸原中小企業団地 ⑥瀬戸原団地第一工区及び第二工区 ⑦山ロテクノパーク(本市区域内に存する区画に限る) ⑧神元工業団地及び第二神元団地</p> <p>2 対象業種</p> <p>【上記①～④の地域】 ①製造業</p> <p>【上記⑤～⑧の地域】 ①製造業 ②情報通信業 ③運輸業、郵便業 ④物品賃貸業 ⑤学術研究、専門・技術サービス業 ⑥生活関連サービス業 ⑦サービス業(他に分類されないもの)</p> <p>3 対象者</p> <p>①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合(新設) ②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合(増設) ③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合(移転) ※土地の取得が要件になります。</p> <p>4 投下固定資産総額 …3億円以上 (中小企業 5,000万円以上)</p>	<p>○設置奨励金 ◇事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付 …上限なし</p> <p>○雇用奨励金 ◇市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合 …20万円/人 限度500人 (中小企業200人)</p>

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内 容
宇部市 (3/3)	宇部市事業所 設置資金融資 要綱 (H17.7.1)	▽事業所設置資金融資 1 地域 ①工場適地 ②準工業地域 ③工業地域及び工業専用地域 ④宇部テクノパーク ⑤宇部臨空頭脳パーク ⑥宇部新都市 ⑦瀬戸原中小企業団地 ⑧瀬戸原団地第一工区及び第二工区 ⑨山口テクノパーク(本市区域内に存する区画に限る) ⑩神元工業団地及び第二神元団地 2 対象業種 ①製造業、②電気・ガス・熱供給・水道業、③情報通信業 ④運輸業・郵便業、⑤物品賃貸業、⑥学術研究、専門技術 サービス業、⑦生活関連サービス業、⑧教育、学習支援業 ⑨医療、福祉、⑩サービス業(他に分類されないもの) ※地域により立地対象業種が異なります。 3 対象者 ①宇部市に事業所を有しない者が指定地域に事業所を新 設する場合(新設) ②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動 を継続し、かつ指定地域に事業所を新設する場合(増設) ③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業 所の全部を閉鎖して指定地域に事業所を新設する場合 (移転) 4 市税の滞納がない者及び銀行取引停止処分を受けてい ない者	▽事業所設置資金融資 ◇事業所の設置に必要な費用のうち、 土地、建物及び償却資産の取得に 要する費用 ※土地取得費については、当該土地の 取得後1年以内に事業所の設置に着 手すること ①融資限度額 …1億円 ②融資利率 …年1.9% ③融資期間 …12年(うち据置期間2年) ④償還方法 …原則、月賦償還 ⑤担保及び保証人 …取扱金融機関所定の方法 ⑥取扱金融機関 …山口銀行、西京銀行、 西中国信用金庫 商工組合中央金庫
山口市 (1/3)	山口市企業立 地促進条例 (H26.4.1改正)	○各奨励金(立地・雇用・基盤整備)共通要件 1 山口テクノパークに立地するもの(規則第6条) ①製造業 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 10人以上 ②情報サービス業、学術・研究開発機関 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 5人以上 2 山口テクノ第2団地・山口物流産業団地・鑄銭司団地に 立地するもの(規則第6条) ①製造業 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 10人以上 ②情報サービス業、学術・研究開発機関、道路貨物運送業、倉 庫業、各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売 業、建築材料・鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業及 びその他の卸売業、物品賃貸業(小分類:自動車賃貸業、ス ポーツ娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業を除く) …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 5人以上 3 新山口駅南口市有地(規則第6条) ①製造業 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 10人以上 ②情報サービス業、インターネット付随サービス業、学術・研究 開発機関、道路貨物運送業、倉庫業、各種商品卸売業、織 維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料・鉱物・金属 材料等卸売業、機械器具卸売業及びその他の卸売業、物品 賃貸業(小分類:自動車賃貸業、スポーツ娯楽用品賃貸業、 その他の物品賃貸業を除く) …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 5人以上	○立地奨励金 ◇固定資産税相当額を3年間交付 (投下固定資産総額が10億円以上 の場合は5年間) ◇限度額なし ○雇用奨励金 ◇設置された事業所の新規雇用従業 員で、当該事業所の事業を開始した 日の前2年又は後1年の間に雇用し、 雇用の日から引き続き一年以上勤務 している山口市の住民のうち常用従 業員1人につき30万円、短時間従業 員1人につき15万円 ◇限度額なし ○基盤整備奨励金 ◇事業を開始した日の前後それぞれ 6ヶ月の間に規則で定める基盤整備 に要した費用の1/2 ◇限度額2,000万円

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内 容
山口市 (2/3)	山口市企業立地促進条例 (H26.4.1改正)	<p>○各奨励金（立地・雇用・基盤整備）共通要件</p> <p>4 小郡インター流通団地及びその他全地域（規則第6条）</p> <p>①製造業 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 10人以上</p> <p>②情報サービス業、インターネット付随サービス業、学術・研究開発機関、道路貨物運送業、倉庫業、各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料・鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業及びその他の卸売業、物品賃貸業（小分類：自動車賃貸業、スポーツ娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業を除く）、耕種農業のうち植物工場 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 5人以上</p>	<p>○立地奨励金 ◇固定資産税相当額を3年間交付（投下固定資産総額が10億円以上の場合は5年間） ◇限度額なし</p> <p>○雇用奨励金 ◇設置された事業所の新規雇用従業員で、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後1年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち常用従業員1人につき30万円、短時間従業員1人につき15万円 ◇限度額なし</p> <p>○基盤整備奨励金 ◇事業を開始した日の前後それぞれ6ヶ月の間に規則で定める基盤整備に要した費用の1/2 ◇限度額2,000万円</p>
		<p>○重点立地促進分野（規則第3条）</p> <p>1 対象地域 全地域</p> <p>2 対象業種 成長が見込まれる産業分野のうち、地域経済の活性化への寄与及び市内事業者の技術又は地域資源の活用が期待できるもので、規則で定めるもの ◇ 次世代自動車 ◇ 次世代住宅 ◇ 健康・食品 ◇ 医薬品・医療機器</p> <p>3 規模要件 上記「各奨励金（立地・雇用・基盤整備）共通要件」1～4に準ずる ※但し、研究開発施設の場合 …投下固定資産総額 1千万円以上 …常時勤務する従業者数 3人以上（うち1人は研究者であることが必須）</p>	<p>○立地奨励金 ◇固定資産税相当額を5年間交付（投下固定資産総額が10億円以上の場合は7年間） ◇限度額なし</p> <p>○雇用奨励金 ◇設置された事業所の新規雇用従業員で、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後1年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち常用従業員1人につき30万円、短時間従業員1人につき15万円 ◇研究開発施設に従事する研究者1人につき100万円 ◇限度額なし</p> <p>○基盤整備奨励金 ◇事業を開始した日の前後それぞれ6ヶ月の間に規則で定める基盤整備に要した費用の1/2 ◇限度額2,000万円</p>
		<p>○企業用地取得補助金 対象区域 山口テクノパーク、鑄銭司団地、山口物流産業団地、山口テクノ第2団地、新山口駅南口市有地</p> <p>①立地奨励金等の要件に同じ ②土地の取得後2年以内に事業所の建設に着手する、又は3年以内に事業を開始すること ③1回に取得する土地の面積が2,000㎡以上であること</p>	<p>○企業用地取得補助金 ◇事業所の設置に伴い取得した土地の、適正な取得価格に40/100を乗じて得た額 ◇限度額なし</p>

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内 容
山口市 (3/3)	山口市企業立地促進条例 (H26.4.1改正)	○情報関連産業（コールセンター等）向け補助金要件 1 対象地域（規則第5条第3項） 全市域 2 対象業種（規則第6条） ソフトウェア業、自然科学研究所、情報処理サービス業、情報提供サービス業(他の業種でこれに準ずる情報通信業務を行う部門を含む)、コールセンター業 3 規模要件 …投下固定資産総額 3千万円以上 …新規雇用従業員数 30人以上 ※立地、雇用及び基盤整備奨励金並びに企業用地取得補助金と、情報関連産業等支援補助金及び情報関連産業等雇用促進補助金とを重複して交付することはできない。	○情報関連産業等支援補助金 ◇操業開始から3年間における回線通信料の1/2の額と賃借料の1/2の額の合計 ◇限度額 5千万円/年 (1億5千万円/3年) ○情報関連産業等雇用促進補助金 ◇山口市民の新規雇用者1人につき30万円(操業開始の前2年から後1年間に雇用し、引き続き1年以上の雇用実績が必要) ◇限度額なし
萩市	萩市製造の事業雇用奨励金交付要綱 (H18.7.7)	○雇用奨励金 ①新設又は増設の製造業 ②操業開始後経済活動5年以上 ③操業開始時新規雇用従業員10人以上 ④減価償却資産の取得価額2,700万円超 ⑤市税等を完納していること ※新規雇用従業員 ・市内に住所を有し、その雇用期間が雇用された日以後1年以上の者 ・雇用保険法の被保険者になっているもの。	○雇用奨励金 ◇新規雇用従業員1人につき20万円 ※30人を限度
防府市 (1/2)	防府市工場設置奨励条例 (H26.8.1改正)	○工場等設置奨励金・雇用奨励金・用地取得奨励金 ①準工業地域、工業地域、工業専用地域、防府市開発行為等許可の基準に関する条例に定めるイ・ロの区域に工場等を新設・増設・移転する製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業者 ②投下固定資産総額 …3億円以上（中小企業者は5,000万円以上） ③新規雇用 …5人以上（中小企業者は2人以上）	○工場等設置奨励金 ◇新設・増設…固定資産税相当額（3年間） ◇移転… " の50%（3年間） ○雇用奨励金 ◇雇用奨励金の対象となる常勤従業員1人につき40万円(常勤従業員が新卒者に該当する場合は50万円) ○用地取得奨励金 ◇事業用地購入費用(大企業3,000㎡以上、中小企業1,000㎡以上)と造成費の合計の30%相当額 ◇限度額 2億円

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内 容
岩国市 (2/2)	岩国市企業誘致等促進条例 (H25.4.1改正)	○雇用奨励金 1 事業開始日の前後それぞれ1年間のうちに雇用した常用従業員であること 2 雇用期間が1年以上継続しており、現に就労していること 3 岩国市に1年以上継続して住所を有しており、現に居住していること 4 指定事業者(法人の場合にあつては、当該法人の代表者)の親族等でないこと	○雇用奨励金 ◇事業所の設置に伴って新たに雇用した従業員1人につき30万円 新卒者(卒業後3年間)を雇用した場合1人につき40万円 障害者を雇用した場合は10万円加算し、3年間交付
光市	光市事業所設置奨励条例 (H19.3.29) ※ひかりソフトパークを除く	○事業所設置奨励金 ①製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業 ②投下固定資産総額 2億円以上(中小企業者2,000万円以上)	○事業所設置奨励金 ◇新設、増設または移設した事業所について、事業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課された年度から3年度間各年度の固定資産税に相当する額
		○雇用奨励金 事業所設置奨励金該当者で、かつ新規に常用従業員を10人以上雇用(中小企業者3人以上)	○雇用奨励金 ◇事業を開始した日の属する年度の4月1日から事業を開始した日以後3年を経過する日までに新規常用従業員として雇用を開始した市内居住者1人につき、20万円(対象者が高校の新卒者であるときは、30万円)。この場合において、対象者は1年以上継続して雇用しなければならないものとし、奨励措置は対象者1人につき1回限り。
	ひかりソフトパーク企業立地促進条例 (H16.10.4)	○企業立地奨励金・雇用奨励金 ひかりソフトパークに立地し、情報通信関連産業及び先端技術製造業を営む者	○企業立地奨励金 ◇事業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課された年度を基準年度として、3年度間における各年度の固定資産税相当額 ○雇用奨励金 ◇事業を開始した日の属する年度の4月1日から事業を開始した日以後3年を経過する日までに新規常用従業員として雇用を開始した市内居住者又は周南コンピュータ・カレッジの卒業者1人につき、30万円。この場合において、対象者は1年以上継続して雇用しなければならないものとし、奨励措置は対象者1人につき1回限り。
	光市産業団地無償貸付特約付分譲実施要綱 (H16.10.4)	△土地無償貸付 ひかりソフトパークに立地し、情報通信関連産業及び先端技術製造業を営む者	△土地無償貸付 ◇土地取得を前提に5年間無償貸付 ◇原則として3年以内に操業を開始 ◇新設に伴う従業員が5人以上

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内 容
長門市	長門市地域雇用創出事業補助金交付要綱 (H26.2.10改正)	<p>○雇用補助金 市内の新設または既存の事業所で、次のいずれにも該当すること</p> <p>【常用雇用型】 ①平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に、新たに常用労働者を雇い入れ、3年以上継続して雇用すること ②新たに常用労働者を雇用することにより、常用労働者数が増加すること ③新たに常用労働者を雇用後、3年間は常用労働者数が減少しないこと ④市税(料)の滞納がないこと ※対象となる新規雇用常用労働者 ・50歳未満の市内居住者(雇用後の居住も可)</p> <p>【緊急雇用型】 ①従業員50人以上の企業倒産に伴い離職した者を雇用すること ②倒産の日から6ヶ月以内に新たに雇い入れ、6ヶ月以上継続して雇用すること ※対象となる新規雇用常用労働者 ・60歳未満の市内居住者(雇用後の居住も可)</p>	<p>○雇用補助金 【常用雇用型】 ◇新規雇用常用労働者1人につき、雇用後1年間に支払った賃金の1/2以内(限度額100万円、ただし、30歳未満の雇用の場合は限度額120万円) ◇20人を限度</p> <p>【緊急雇用型】 ◇新規雇用常用労働者1人につき、雇用後6ヶ月間に支払った賃金の1/2以内(限度額30万円) ◇10人を限度</p> <p>※【常用雇用型】と【緊急雇用型】の併用可</p>
柳井市	柳井市企業立地促進条例 (H17.2.21)	<p>○事業所設置奨励金・雇用奨励金</p> <p>1 特定事業所 (第1) ①製造業 ②飲食店、宿泊業のうち「旅館、ホテル、簡易宿所」 (第2) ①運輸業、郵便業のうち「道路貨物運送業、倉庫業、冷蔵倉庫業、こん包業」 ②卸売業、小売業 ③情報通信業のうち「有線放送業、ソフトウェア業、情報処理提供サービス業」 ④教育、学習支援業のうち「高等学校、中等教育学校、高等教育機関、特殊教育諸学校、専修学校、各種学校」 ⑤学術研究、専門・技術サービス</p> <p>2 事業所の設置 (第1、第2共通) ①市外企業が市内へ事業所を新設すること ②市内企業が事業規模の拡大・業種展開を目的に事業所を新增設すること ③(第2)での指定は、市内に本社(個人にあつては、本市に住所を有する者)を有するものに限る。</p> <p>3 投下固定資産額 (第1、第2共通) 総額1億円(中小企業5千万円)以上、かつ建物及び償却資産の合計5千万円(中小企業2千万円)以上</p> <p>4 その他 (第1、第2共通) 固定資産税を完納していること</p>	<p>○事業所設置奨励金 (第1) ◇投下資産に係る固定資産税に相当する額 ◇3年度間の合計1億円以内 ※半島振興法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の適用が受けられる場合は、同条例による申請をしていること また、不均一課税による課税免除額を控除した額を上限とする (第2) ◇投下固定資産総額の100分の5 ◇1億円以内。ただし、4,000万円を超えるときは、翌年度以降分割して交付する。</p> <p>○雇用奨励金 (第1、第2共通) ◇市内在住の新規雇用者1人につき40万円(新卒者は50万円)を交付(1回のみ) ※雇用開始日が事業開始日前後1年であること ※雇用開始日から継続して1年以上用されていること</p>

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内 容
美 祢 市	美祢市企業立地奨励条例 (H25.6.28改正)	○雇用奨励金 1 特定事業 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告業、デザイン業、自然科学研究所及び旅館・ホテル業、産業構造の高度化・多角化等に寄与すると認められる事業 2 事業所の設置 ①市内に事業所を有しない者が市内に事業所を新設、又は移設する場合 ②市内に事業所を有する者が市内に事業所を新設、増設又は移設する場合 3 投下固定資産総額 5億円以上(中小企業者5,000万円以上(市内中小企業者3,000万円以上)) 4 新規雇用者(市外事業所からの配置転換者を含む) 15人以上(中小企業者5人以上(市内中小企業者3人以上)) 5 その他 市税を完納していること	○雇用奨励金 ◇市内に住所を有する常用雇用従業員1人につき20万円 ◇500人を限度(中小企業者200人) ※操業開始日等の日から起算して3年を経過した日の前日までの間に1年以上雇用した者であること
周 南 市 (1/2)	周南市企業立地促進条例 (H26.4.1)	○事業所等設置奨励金・雇用奨励金・研究者集積奨励金 1 対象事業 (1) 製造業 (2) 重点立地促進事業 ①製造業における研究開発事業 ②水素関連事業 ③医療関連事業 ④環境エネルギー関連事業 2 新設、増設、更新の内容 (1) 新設:市外企業の新規立地 など (2) 増設:市内企業の設備、装置等の拡張 など (3) 更新:市内企業の設備、装置等の更新 など ※「新設」の場合、新規雇用者が10人以上(中小企業の場合は3人以上)であることが条件 ※「更新」の場合、生産の増強または製品の高付加価値化と、環境負荷の軽減が条件 3 資本投下額 (1) 製造業 ①大企業 5億円(2億5,000万円) ②中小企業 2,000万円(1,000万円) (2) 重点立地促進事業 ①大企業 1億円(5,000万円) ②中小企業 2,000万円(1,000万円) ※資本投下の額のうち建物と償却資産との取得額の合計額が()内の金額以上であること	○事業所等設置奨励金 新設、増設等に係る固定資産税相当額を、以下のとおり交付 ◇大企業 固定資産税相当額の2分の1を2年間(2年度間の総額は3億円を限度) ◇中小企業 固定資産税相当額を3年間(3年度間の総額は1億円を限度) ○雇用奨励金 新設、増設等に伴い従業員を新たに雇用した場合、以下の金額を交付 ◇周南市の住民を新規に1年以上雇用した場合、新規雇用従業員1人につき20万円を1回に限り交付(限度額2,000万円) ※新規雇用従業員が障害者の場合、1人につき10万円を加算し、3年間交付 ※新規雇用従業員は、営業開始日前1年から営業開始日後2年の間に雇用した者であること ○研究者集積奨励金 研究所の新設、増設等に伴い研究者が増加した場合、以下の金額を交付 ◇研究者が市外から市内の事業所に異動し1年以上研究開発に専従した場合、研究者1人につき50万円を1回に限り交付(限度額5,000万円) ※研究者は、営業開始日前1年から営業開始日後2年の間に転入した者であること

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内 容
周南市 (2/2)	周南市まちなか オフィス立地促 進事業補助金交 付要綱 (H24.11.1)	<p>○立地促進事業補助金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定の業種を営む事業者 建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売業、金融業、保険業(貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を除く)、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業のうち旅行業、冠婚葬祭業、教育、学習支援業のうちその他の教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業(政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業、外国公務を除く。) 2 補助対象地域(徳山駅を中心とした特定の地域)の物件を賃貸借契約し、オフィスを新規開設すること 3 新設オフィスで雇用している従業員が3名以上であること 4 事業者が自らの事業に係る事務処理業務等を行うための床面積が、新設オフィス賃借面積の2分の1以上であること 5 市税の滞納がないこと 	<p>○オフィス設置奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇補助率:新設オフィスの賃借料1/2以内(限度額 150万円/年) ◇対象期間:オフィスの開設日の属する月の翌月から3年間 ◇対象経費: <ul style="list-style-type: none"> ①オフィスの賃借に要した経費 ②オフィス業務に必要な2台分までの駐車場の賃借に要した経費 <p>○地元雇用奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇補助額:新規雇用者1人あたり20万円(限度額200万円、初年度限り) ◇対象者:従業員のうち、オフィス開設日の前後2か月以内に新規に雇用し、かつ、本市に住所を有する者
山陽小野田市 (1/2)	山陽小野田市工 場設置奨励条例 (H17.3.22)	<p>※対象業種:製造業、ガス業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、情報処理・提供サービス業、自然科学研究所 (各奨励金共通)</p> <p>○工場設置奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇奨励金額 対象工場に係る固定資産税額の一部相当額分を3年間 ◇限度額 …各年度1億円 <p>○雇用奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇市内に住所を有する常用雇用従業員1人につき20万円(帰市就職者については20万円を加算) ◇500人(中小企業は200人)を限度 <p>○工場設置奨励金・雇用奨励金</p> <ol style="list-style-type: none"> ①本市に工場を有しない者が、工場適地に工場を設置する場合 ②市内に工場を有する者が、既存工場の生産活動を継続し、かつ常時使用する従業員として、新たに操業開始時に10人以上(中小企業5人以上)雇用する工場を工場適地に設置する場合 ③市内に工場を有する者が、既存工場の全部を閉鎖して新たに工場適地に工場を設置する場合 <p>※上記のいずれかに該当し、かつ投下固定資産総額が3億円以上(中小企業は5,000万円以上)で市長が指定した者</p>	
		<p>○用地取得奨励金</p> <p>※工場設置奨励金の要件に次の要件を加える</p> <ol style="list-style-type: none"> ④小野田・楠企業団地に工場用地を取得し、土地取得から3年以内に工場の操業を開始し、かつ、取得代金を完納すること <p>○従業員住宅新設奨励金</p> <p>※工場設置奨励金の要件に次の要件を加える</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤操業開始日前1年から開始日後3年までの間に、市内の一団の土地に6戸以上従業員住宅を新設すること 	<p>○用地取得奨励金</p> <p>用地取得額に40/100を乗じて得た額以内の額</p> <p>○従業員住宅新設奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇奨励金額 対象住宅に係る固定資産税額相当額分を3年間

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内 容
山陽小野田市 (2/2)	山陽小野田市工場設置資金融資条例 (H17.3.22)	▽工場設置資金融資 ※工場設置奨励条例に規定する指定事業者で次の要件を備えていること ①市税等を完納していること ②事業計画が妥当で、貸付金の返済能力があると認められること ③銀行取引停止処分を受けていないもの	▽工場設置資金融資 ◇融資条件 ①限度額 …5,000万円以内 ②利率 …年2.2% ③期間 …10年以内 (据置2年) ④返済方法 …原則、月賦償還 ⑤担保及び保証人 …貸付金融機関 所定の方法
和木町	和木町工場設置奨励条例 (H10.12.22)	○工場設置奨励金 工場 …物品の製造加工又は修理の事業の用に供するために必要な施設 ①投下固定資産の総額が5億円(中小企業は5,000万円)以上 ②増加する常用従業員の雇用が25人(中小企業者は2人)以上	○工場設置奨励金 ◇固定資産税相当額の範囲内 (3年度間の合計額は1億円を限度)
田布施町	田布施町企業立地促進条例 (H19.3.27)	○企業立地奨励金 1 対象事業(風俗営業に類するものを除く) 製造業、情報サービス業、旅館・ホテル(風俗関連営業に係るものを除く)、自然科学研究所 2 事業所の設置 ①新設 ②増設(事業規模の拡大を目的とし、新規雇用従業員が5名以上いるもの) ③移転(新規雇用従業員が1名以上いるもの) ※事業所とは、物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。 ※新規雇用従業員とは、立地に伴い新たに雇用される正規従業員であって、次のいずれにも該当する者をいう ・新事業所の操業開始前1年から操業開始後6月までの間に雇用され、雇用時から引き続き本町に住所を有する者(外国人を除く) ・雇用時の年齢が満40歳未満の者 3 投下固定資産総額(賃借・リース含む) ・総額5千万円以上、かつ建物及び償却資産の合計が2千万円以上	○企業立地奨励金 ◇固定資産税相当額の範囲内 (奨励措置期間は3年度間。ただし、次の要件を満たす場合には5年度間。[4年目以降は半額]) ・対象業種…製造業 ・立地形態…新設・増設 ・投下固定資産投資総額 …1億円以上、かつ建物及び償却資産の合計が5千万円以上 ・立地場所…工場適地 ・新規雇用従業員…30人以上

当制度のお問い合わせは、各市町担当部課へ